

平成29年度 第3回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成30年3月26日（月）午後3時30分～5時30分

2 場 所：静岡県庁別館8階第1会議室ABC

3 出席者：15名

4 議 事

（1）審議事項

- ・静岡県国土利用計画審議会会長の選任について
- ・静岡県土地利用基本計画について
- ・静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更について
- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更について

（2）報告事項

- ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図、国土利用計画の概要
- ・【資料1-1】静岡県土地利用基本計画の改定について
- ・【資料1-2】静岡県土地利用基本計画（案）の概要
- ・【資料1-3】静岡県土地利用基本計画（案）新旧対照表
- ・【資料1-4】静岡県土地利用基本計画（案）
- ・【資料1-5】第2回審議会 意見の要旨と対応（土地利用基本計画）
- ・【資料2-1】静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）について
- ・【資料2-2】静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）新旧対照表
- ・【資料2-3】静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）
- ・【資料2-4】第2回審議会 意見の要旨と対応（国土利用計画）
- ・【資料3-1】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料3-2】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案） 説明資料
- ・【資料4-1】平成29年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料4-2】平成29年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について 説明資料
- ・参考資料1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第3回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、当審議会委員20名のうち、15名の委員の皆様にご出席いただいております。国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会開催に当たりまして、県理事からご挨拶を申し上げます。

【県理事】 本日は大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本審議会は、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や、土地利用に関する重要事項を審議していただくことを目的として20名の方々に委員をお願いしているところでございます。このたびの改選に当たりましては、委員の皆様方にはご就任を快諾いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、会長選任の後、3点についてご審議をお願いしたいと考えております。1つ目の静岡県土地利用基本計画につきましては、前回の皆様のご意見を踏まえた計画案を作成しております。2つ目の静岡県国土利用計画につきましては、前回の皆様からのご意見を踏まえて修正を加えた計画案をつくり、それをもって国、市町への意見照会を実施いたしました。本日の審議会では、委員の皆様をはじめ、国、市町の皆様からいただきましたご意見を反映した修正点を中心にご審議いただきたいと考えております。さらに3つ目でございます。静岡県土地利用基本計画図の一部変更案についてであります。こちらにつきましては、土地利用基本計画で定める農業地域の変更及び森林地域の変更についてご意見をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、ご専門の立場から、また幅広い見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【司会】 それでは、議事に入ります。本日は委員改選後、初めての審議会でございますので、まず、委員の皆様の中から会長を選任していただきたいと思っております。お手元に静岡県国土利用計画審議会条例（参考資料1）をお配りしてございます。会長の選任につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選によるものとされておりますので、ご意見がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】 前回も会長を務めていただいた袋井市長の原田英之委員をお願いしたらいかがかと思っております。

(「異議なし」の声あり)

【司会】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、原田委員に会長をお願いいたします。それでは、原田委員、会長席のほうにお移り願います。よろしくをお願いいたします。

【司会】 それでは、原田会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【会長】 ただいま、この審議会の会長に選任されました袋井市長の原田でございます。

私は、この審議会の会長をして大分長くなりました。長いのは良くないのではと思う反面、経験豊富ということで、今、委員からご推薦をいただいたわけです。

いつも思うのは、これだけの人たちが一堂に会するのであれば、意見をぜひ言っていただきたいということが、会長として一つ思います。

それから、もう一つは、この国土利用計画の審議会というのは、各個別法で審議されたものが、本審議会の案件となります。

この審議会が一番大切なことは、静岡県の県土をどういうふうな方向に持っていくのかということではないかと感じます。

重ねて恐縮ですけれども、せっかくこの審議会に出席いただいたのだから、意見を言っていないと意味がないということを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、本審議会条例第4条第3項の規定に、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると定められております。会長に、会長代理の指名をお願いしたいと思います。

【会長】 それでは、私の会長代理ということで、町村会を代表して本席においでになっております込山委員に私の会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 はい。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めによりまして、会長をお願いいたします。

【会長】 では、議事に入ります。本日は、3件の審議事項についてのご意見をお伺いしてまいります。まず、土地利用基本計画についての説明を事務局からお願いいたします。

＜静岡県土地利用基本計画（案）について＞

【会長】 ただいま事務局から説明をいたしました静岡県土地利用基本計画（案）につきまして、ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。

【委員】 国土利用計画や土地利用基本計画の基本理念は乱開発の防止だという説明がございました。今、課題となっている伊東市の大規模メガソーラーの設置の事例については、開発を認めざるを得ないという方向に進みそうだとすることは、結局、これらの計画が十分にその役目を果たしていないのではないかという感想を持ちます。もう少し強い規制というか、そういうものを打ち出すべきなのか、あるいは個別法で対応することなのか、説明をいただければと思います。

【会長】 事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。確かに伊東市の大規模メガソーラー施設等については、いろいろご意見があろうかと思えます。土地利用基本計画の役割といたしましては、今、委員のほうからもご指摘があったとおり、まずはメガソーラーを設置するときに及ぶ影響等について、十分に注意をしなければならないということを、各個別法に対する上位計画の位置づけとして、そういった方向を持って進めてくださいということをお示しさせていただいているものとなります。

実際の個々の規制の取組につきましては、各個別法で適正に審議をされていく中で進められているということになりますので、個別法との一体的に運用を図っていきたいと考えております。

ただ、今回の事例につきまして、関係法令や条例等に基づき適切な土地利用を図る旨ということに記載させていただいてはおりますけれども、大規模太陽光発電施策などについて、もっと規制を強化すべきではないかというご意見もいただいているところでありまして、これにつきましては、現在、県ではメガソーラーの導入に係る庁内連絡調整会議というものを立ち上げておりまして、検討を進めております。例えば、環境影響評価の対象事業として、これまで50ヘクタール以上のものを対象としてきましたけれども、今後、太陽光発電施設設置に係る周辺への影響も大きいことも踏まえ、森林等の環境影響の低減の観点から、見直し

の検討なども進めております。併せて、景観保全や災害リスクへの対応、土地利用、地域との関係構築、あるいはF I T制度の見直しの提言など、様々な観点から必要な対応について、引き続き、庁内において関係部局が連携し、検討を進めているところでございます。

【会長】 環境影響評価のいわゆるアセスを実施する基準の面積を小さくするというのも検討をされている。この「関係法令や条例等に基づき」というのが、土地利用基本計画に新しく入れ込んだ文言ですね。

【委員】 今の結論はそういうお話になるのかもしれませんが、実際の伊東市の事例は市長も反対という姿勢だと思いますし、市民の多くの方も同様に考えているように見受けられます。多くの市民の方の意見が反映されないというのは、どこかに問題があると考えられますし、この場合は法なのか計画なのか分かりませんが、やはり十分ではないという反省もしなければいけないと思っておりますので、今後、こういう事例が増大するのではないかと。もちろん太陽光発電という再生可能エネルギーをしっかりと追求しましょうということもしているのですが、どういう形で共存するかということが、これから大きな課題になってくるため、スピード感を持って対応してもらいたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

この件についてご意見ございますか。委員が問題提起をしてくれました。よろしいでしょうか。

【委員】 土地利用法制において太陽光発電とは何ぞやという疑問が正直ありました。都市施設として、いわゆる電力を生む工場という定義づけをすると、都市計画法などで規制の対象になってくると思うのですが、実はそのところが、なかなか、再生可能エネルギーを推進するという視点もあって、定義づけをすることがなかなかされていないと思うのです。

しかしながら、実態として施設を見ると、確実に都市施設として見ることもできる、あるいはいわゆる一般的な施設として見ることもできるという中で、きちっと整理をしていくことが、ここでの議論ではないとは十分認識しているのですが、そういうところがはっきりしない中で、土地利用や太陽光発電を議論しなければいけないという環境に一つの課題があるのではないのかなと思っています。エネルギーの供給という観点で、土地利用との関係においてどうあるべきなのかという視点での議論というのが、1つの軸としてあってもいいのではないかと。どこで私たちはエネルギーを生み出し、どこで消費すべきかという視点を、いろいろな国土全体の土地利用の観点の中から、エネルギーはどこで生み出し、どこで消費される、その関係性においてどうあるべきなのかというところのモデルが全く示されたことがな

いように私は感じている中で、それを探るといことも、今後の課題としてあってもいいのではないか。

【会長】 これについて県理事、いかがですか。

【県理事】 今委員からお話があったとおり、再生可能エネルギーは推進すべきというのが県の立場であります。県総合計画やエネルギー総合戦略にも、再生可能エネルギーを伸ばしていこうということを定めています。

ただ、その一方で、景観保全や災害対策という問題があります。やはり災害を起こしてはいけないということがありますし、景観に支障があるようなものはつくってはいけないということは、計画の中にも位置づけています。そういった意味で、土地利用基本計画、これは各個別法を統括する指針になるものでありますけれども、前回の計画では、こういう調整方針という中で、太陽光発電施設について記載しておりませんでした。今回、調整指導方針の中に太陽光発電施設を入れ、防災や景観に配慮しつつ、個別法、それから条例等に基づいて実施してくださいという記載としております。

伊東の事例で言いますと、林地開発との関係がございます。現在、森林審議会で審議しておりまして、3月14日の第1回目については継続審査となり、もう少ししっかり調べて結論を出していこうということになっておりますので、そういった意味では、個別法の中でも、太陽光発電施設についてどうしていくかということについて、変わってきている部分もあるのではないかと考えております。

加えまして、県としても、様々な事例が出てきておりますので、環境アセスについて見直しをするのか、個別の法律、条例の中でももう少し厳しく規制していくのか。現在、検討しておりますので、スピード感を持って結論を出してまいりたいと考えております。

総合計画という点で言いますと、やはりどちらもという話になっておりまして、太陽光発電を推進したいという一方、景観や災害という点では、それに支障があっては困るという、両方の立場で書かせてもらっておりますので、そういう意味でご理解いただければありがたいと思っております。

【会長】 県土のどこでエネルギーを生み出していくべきかというのは、難しい話だと思います。そこまでは、県の総合計画や土地利用基本計画に書き切れない面はあると思います。

【委員】 イメージとしてあったのが、少なくとも再生可能エネルギーについては、消費地に近い場所であれば、積極的に推進するとか、本来は、こういう場所で導入されることが望ましいといったような視点などを県のほうで示されると、非常にいいのではないのかと。

あくまで個人的な意見です。

【会長】 ほかにご意見ございますか。

今、委員のおっしゃっている内容を計画に位置付けることは、とても難しいことだと思います。今、記載されている「関係法令や条例等に基づき」について他にご意見はございますか。

【会長】 ないようですので、この原案でお認めいただくということで、次に進めさせていただきますと思います。

それでは、次に、静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更について説明をお願いします。

<静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）について>

【会長】 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、本件につきましては、原案のとおり一部変更をお認めいただけることで進めさせていただきます。

次は、静岡県土地利用基本計画図の一部変更です。

<静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について>

【会長】 ただいまの説明に、ご意見ご質問はございますか。

私から一言。農業地域の縮小はこれから開発行為がなされますが、森林地域の縮小は開発行為が完了している。開発行為完了からこの審議会の案件に上がるまでに結構時間がかかっているのはどうしてか疑問に感じました。

【事務局】 県あるいは権限移譲されている市町において、開発行為の完了の確認まで

ちんとさせていただいているところに少し時間が生じてしまっています。

【会長】 森林地域の縮小については開発が終わっているが、手続的な問題でそうなっているんですね。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【委員】 牧之原市の事例について、農業振興地域の変更・解除と、都市計画用途地域の変更・新たな指定にタイムラグが生じる場合には、規制にそぐわない開発がされるおそれがありますので、できるだけ同じ日に規制解除と新たな規制を行ったほうがいいと思います。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。今、委員からご指摘があったとおりに、そこは十分に注意しなければいけない点だと思います。都市計画の関係は、牧之原市のほうで処分が行われることとなりますので、県の農業部局としっかり調整するようにお願いします。

【会長】 ほかにございますか。

【委員】 太陽光発電等は、小さいながらも開発を進めていくと、県全体で見たときに、これらの開発が県としての方向性と整合しているのかどうかということの評価、あるいは監視、モニタリングしていくことが重要ですが、県ではこういった仕組みで監視されているのかというのが大変気になりました。

個別の案件については、個別法の審査がなされていることですので、それはそれで認めざるを得ないところはあるのですが、おそらくこの審議会の視点は、こういったばらばらに開発をされている各案件が、県全体としての方針に合っているのか、合っていないのか。あるいは、あまりに進んだときに、県としての見解を示さなければならないのではないかとか、そういった議論がむしろ必要なのではないかなと思っておりました。そのあたりを教えてくださいましたら幸いです。

【会長】 今回の委員のご意見について回答をお願いします。

【県理事】 土地利用基本計画の土地利用調整上留意すべき事項に位置付けているように、太陽光発電施設については、景観や防災などに留意して導入していきましょうというのが県の基本的な方針です。

では、委員がおっしゃったとおり、どれぐらいまでになったら歯止めをかけるのか、どこまで行ったらスローダウンするのか。また、地域的には、このような地域の開発を抑制しようという考え方をもっておりません。個別法や条例の中で、例えば防災に影響があるところは止めましようとか、景観を阻害するところは止めてもらいましようという個別の規定はあるのですが、例えば、こういう地域は止めましようというところはないです。

先ほどの資料で、富士宮市の条例の説明があったと思います。富士宮市では、ある一定の地域については富士山の景観との関係の中で抑制しようという条例を制定されております。例えば伊東市も今条例をつくっていらっしゃると思いますけれども、このような考え方がいろいろなところに広がり、県内のこういう地域はなるべく控えてもらいましょうというものになれば、おそらくそういうものに近づくとと思います。

また、今、エネルギー総合戦略の中で、太陽光発電施設の導入について平成32年までに200キロワットにするという目標値を持っています。現状、約100万キロワット導入していると思うのですが、それをもっと伸ばしていくという計画ですので、そういう意味では太陽光発電については支障がなければ、導入していくというのが、今の基本的なスタンスになっているかと思しますので、そういった中で抑制的なことは、今の段階ではまだ出ていないと思います。

我々もやはり太陽光発電がこれだけ話題になっていますので、「土地利用調整上留意すべき基本的事項」という中で、景観や防災に留意すべきだということを記載しましたが、そこからもう一步の踏み込みという点では、例えば環境アセスメントや個別の景観法等の中で、これから太陽光発電施設をどうしていくかというのは、現在検討している段階でありますので、やはりそちらの関係を見ながら、この土地利用基本計画の中にフィードバックしていくことになるのではないかと考えております。この点、明確なお答えが出せなくて申しわけないですが、基本的には今、太陽光発電については導入を推進していくという基本スタンスの中で、個別法の中で防災、景観で支障があるところは、配慮して止めてもらうという考え方であるので、地域的にこういう地域というところまでの規制にはなっておらないというのが実情であります。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【会長】 ほかに、ご意見ございますか。よろしいですか。

【委員】 今回の案件について、太陽光発電施設の開発が多いのですが、林地開発許可審査基準に基づく措置状況ということで、事業者、市町、地域住民などと防災や環境保全について締結されて、行われていることはわかるのですが、造られた後の管理をやっていただきたいということと、あと、今後、こういう開発が行われる中には、撤去の処分の実施が盛り込まれているのでしょうか。

【事務局】 太陽光パネル設置後の撤去の問題というのは、今委員からご意見をいただい

たとおり、非常に重要な観点ではないかと思っております。それにつきましては、FIT法という法律の中で、昨年規制の強化が図られ、事業終了後には、速やかに撤去、処分を行うように明示されたほか、既に、認定を受けている太陽光発電施設設置者につきましても、改めて事業計画書を出し直させて、処分の方法などを国へ報告をしなければならない規定にはなっておりますので、監督も含め強化されていると思います。

あと、パネルの廃棄費用の積み立て状況を国に対して報告するよう制度が見直しされておりました、第三者の機関が中長期的に積み立てる制度の導入などについても、今、検討が進められています。

【会長】 ほかにご質問ございますか。

【委員】 整理番号の2番から6番までは、環境保全対策というところに、開発後の森林管理協定の締結が記載されていますが、7番から9番には特に記載がありません。締結を必須とする必要があると思いますが、この差は何でしょうか。

【事務局】 森林管理協定の締結については、必ずしなければならないというものではございません。締結されていないからといって、維持管理がされていないわけではありません。例えば、事務所を設置して職員を常駐させて管理させるなど、そういった措置はとられております。周辺の管理に向けた取組を行っていることは確認しております。

【委員】 わかりました。今後検討していただければいいかなと思います。

別件で、防災対策で土砂流出を防止する沈砂槽と調整池兼沈砂地があるのですが、沈砂槽は調整機能が書かれていないのですが、大丈夫でしょうか。調整池兼沈砂池は調整池と沈砂池の機能が兼ねていると思うのですが、土砂がどんどん溜まってくると、逆に調整機能って失われてくると思うのですが、技術的にどうなのでしょう。

【事務局】 沈砂地というのは、委員がおっしゃられたとおり、土砂を溜めて、それが埋まった場合には浚渫すると土砂を取り除く作業が発生するものでございます。調整池というのは、河川に流下させるとき河川の流下能力というのがございますので、河川の流下能力を超えて流すことはできないものですから、その調整機能が必要な場合と必要でない場合が、場所によってあります。河川の断面が大きければ、調整機能が不要な場合もございますので、沈砂地のみの場合もあるということで、ご了解いただければと思います。

【会長】 兼ねるという意味は。

【事務局】 調整池と兼ねる場合は、調整池の中の底部に、さらに穴を掘って掘削して沈砂機能を設けています。調整池の底面のレベルよりも下げて、沈砂機能を設けるような形に

なります。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにございますか。

では、本件につきましては、全てご承認いただいたということで、進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

では、最後になります。平成29年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件についてお願いいたします。

<林地開発許可案件について>

【会長】 ご説明ありがとうございました。特段ご意見がありましたらお願いします。何かございますか。

それでは、本日予定をしていたものは、これで全てでございますので、事務局にお返しします。

【司会】 ありがとうございます。それでは、閉会に当たりまして、一言、県理事からご挨拶申し上げます。

【県理事】 委員の皆様、本当にご苦労さまでした。委員の皆様におかれましては、熱心にご審議いただき、厚く御礼申し上げます。歯切れの悪いお答えが多くて、誠に申しわけなかったのですが、原田会長におかれましては、円滑な審議会運営にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の土地利用基本計画、それから国土利用計画につきましてはご承認いただきましたので、今後、公表してまいりたいと考えております。また、土地利用基本計画図の変更につきましては、今後、国土交通省からの意見聴取を経まして、決定、公告してまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、平成29年度第3回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —